

## 四日市市告示第192号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年 3月29日

四日市市長 森 智 広

### 四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第6条第1項の市町村耐震改修促進計画に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、第2条第1号に規定する耐震改修を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

##### (1) 耐震改修

耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修、耐震改修に代えて行う建替え又は除却をいう。

##### (2) 避難路

耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により三重県建築物耐震改修促進計画に記載された道路又は同法第6条第3項第1号の規定により四日市市建築物耐震改修促進計画に記載された道路をいう。

##### (3) 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号又は同法第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。

##### (4) 避難路沿道建築物

耐震改修促進法第7条第2号又は同条第3号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物をいう。

##### (5) 対象建築物

避難路沿道建築物のうち、次の要件を満たすものをいう。

ア 建築基準法令の規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築基準法令の規定をいう。以下同じ。）に違反していないもの（耐震関係規定（耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定による耐震関係規定をいう。）以外の建築基準法令の規定に違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

ウ 国、地方公共団体その他これらに類するもの以外が所有するもの

##### (6) 事業

対象建築物の耐震改修を実施する事業をいう。

#### (補助対象)

第3条 前条第六号に定める事業の補助対象は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- (1) 対象建築物のうち四日市市内に所在するものの所有者が、平成34年3月31日までに着手した耐震改修であること
  - (2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）
- 2 前項の耐震改修は、除却する場合を除き、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 三重県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第4条第2項第1号に規定する知事が別に定める者による、技術指針事項（耐震改修促進法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。）に基づく判定を受けた設計で行われたものであること（建替えする場合を除く。）
  - (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けたものであること（同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定に基づく確認が不要な場合を除く。）

（補助率及び補助金の額）

第4条 耐震改修に係る1棟当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用の2/5以内とする。

- 2 前項で定める耐震改修に要する費用は、耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除き、建替え又は除却する場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。）とし、次に定める費用を限度とする。ただし、イ又はウで免震工法等特殊な工法による場合（建替え又は除却する場合を除く。）は82,300円/㎡を限度とする。

ア 住宅（マンションを除く。）は33,500円/㎡

イ マンションは49,300円/㎡

ウ 建築物は50,300円/㎡

- 3 第1項で定める補助金の額の計算上1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（計画の変更等）

第6条 申請者は、補助金額の変更をするときは、あらかじめ四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画遅延等報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画廃止（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金完了実績報告書（第8号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

- 2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日
- に属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、第8条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付確定通知（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金支払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が前項の補助金を請求するにあたり、その請求及び受領について、耐震改修を実施した建築士事務所等（以下「耐震改修事業者」という。）に委任する場合は、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金支払請求書に、代理請求及び代理受領委任状（第11号様式）を添付しなければならない。この場合において、前項中「申請者は」とあるのは、「耐震改修事業者は」と読み替えるものとする。

（全体設計の承認）

第11条 申請者は、事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該耐震改修事業費の総額及び事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（第12号様式）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、申請者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、耐震改修事業費の総額を変更する場合について準用する。

（補助金の取り消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分予算に係る補助金から適用する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業を実施したいので、補助金\_\_\_\_\_円の交付について、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第5条第1項の基準に基づき、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 耐震改修費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- (4) 耐震診断書の写し
- (5) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書（除却する場合を除く）
- (6) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震改修の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- (7) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- (8) 付近見取り図
- (9) 建築物外観写真（対象建築物がわかるもの）
- (10) その他、市長が必要と認める書類

別紙1（第5条第1項、第6条第1項関係）  
事業計画書（当初・変更）

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 三重県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	昭和 年 月頃着工
耐震工法等	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震改修（免震工法等） <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に耐震改修に要する費用	円
②耐震改修に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2/5】	円
④補助申請額	円

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

※耐震改修工事費の上限額の算出について

対象建築物	耐震改修に要する費用の上限額
住宅（マンションを除く。）	33,500 円/m <sup>2</sup>
マンション	49,300 円/m <sup>2</sup> (※)
建築物	50,300 円/m <sup>2</sup> (※)

※ 免震工法等特殊な工法による場合は 82,300 円/m<sup>2</sup>

4. 事業期間（予定日）

事業着手	年 月 日頃
完了	年 月頃

別紙2（第5条第1項、第6条第1項関係）

収支予算書（当初・変更）

収入の部

区 分	金 額	備 考
四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金 耐震対策緊急促進事業補助金 自己資金 借入金 その他		
合 計		

支出の部

事業区分	金 額	備 考
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第 号  
平成 年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の対象建築物に関する四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 対象建築物の名称

3 対象建築物の所在地

4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号 により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金の計画を下記のとおり変更したいので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第1項の基準に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 変更事項
  - (1) 補助金額の変更
  - (2) その他

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 変更内容が判断できる書類

第4号様式（第6条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、下記の対象建築物に関する四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
- 4 その他

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画遅延等報告書

年 月 日付け第 号 により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

## 指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の対象建築物に関する四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画遅延等報告書について四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

### 記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 指示の内容

平成 年 月 日

四日市市長

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 廃止（中止）の理由

平成 年 月 日

四日市市長

申請者

住 所  
氏 名  
電話番号

## 四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

### 記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 対象建築物の事業実施報告書（別紙1）
  - (2) 建築士による適合確認書（別紙2）
  - (3) 物件の写真（耐震改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等）
  - (4) 請負契約書の写し
  - (5) 施工業者等からの請求書の写し又は領収書の写し  
（補助金の請求及び受領について委任する場合にあっては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（別紙3）」とする）
  - (6) その他、市長が必要と認める書類

別紙1（第8条関係）

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称			
対象建築物の住所	〒	—	
	三重県		
用途			
構造・階数	造	地上	階 地下 階
延べ床面積	㎡		
建築年月日	昭和	年	月頃着工
耐震工法等	右記の工法等で該当するものを選択してください。	<input type="checkbox"/>	通常の工法、建替え又は除却 <input type="checkbox"/> 免震等特殊工法

3. 事業に要する経費

項目	金額欄
①実際に耐震改修に要する費用（実績額）	円
②耐震改修に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2/5】	円
④補助申請額	円

※ 耐震改修に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	耐震改修に要する費用の上限額
住宅	対象建築物の延べ床面積×33,500円/㎡
マンション	対象建築物の延べ床面積×49,300円/㎡ <sub>(※)</sub>
建築物	対象建築物の延べ床面積×50,300円/㎡ <sub>(※)</sub>

※ 免震工法等特殊な工法による場合は82,300円/㎡を限度とする。

4. 事業期間

事業着手	年	月	日
完了	年	月	日

5. 建築基準法の違反是正状況（耐震関係規定以外）

違反内容	是正内容

別紙2（第8条関係）

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容の適合状況は、次のとおりであることを証明する。

（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号  
 建築士の氏名 印

（注）除却工事の場合、建築士を除却工事施工者と読替え、建築士登録番号に代えて会社名及び建設業法の登録番号、建築士の氏名を代表者名として記入することも可とする。

1. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	
用途	
構造・階数	
耐震工法等	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震改修（免震工法等） <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却

（注）別紙1「対象建築物の事業実施報告書」に記載されている概要を記載すること。

2. 適合状況

交付申請書に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容の適合確認（確認し <input checked="" type="checkbox"/> を記入）	<input type="checkbox"/> （1）現地において、耐震改修工事の状況及び耐震改修工事が完了していることを確認している。
	<input type="checkbox"/> （2）その上で交付申請書※に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容が適合していることを確認している。 （※交付変更申請を行った場合は、最終の申請書）
	<input type="checkbox"/> （3）【物件の写真】の耐震改修工事前・施工中・工事完了後の耐震改修工事箇所の写真について、実際の耐震改修工事箇所のものであることを確認している。

上記（2）で適合が確認されない場合、次の内容を確認すること。

（4）交付申請時※からの設計変更の有無 （※変更承認申請を行った場合は最終申請時）	有・無
（5）耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有・無

（注）少なくとも、建築基準法第6条第1項に定める「建築物の計画変更の内容」および完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、（4）については「有」とすること。

上記（5）で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容	変更の概要	耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に影響を与えないと判断した理由

平成 年 月 日

補助事業完了明細書

申請者

住 所

氏 名

⑨

私は、補助金額が確定した後、耐震改修に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の耐震改修事業者へ支払います。

なお、差引金額を支払った後、補助金の請求については、同耐震改修事業者が行います。

記

耐震改修事業者

所在地	
会社名	
代表者名	

第9号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

四日市市長

印

## 四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

### 記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金支払請求書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 対象建築物の名称

2 対象建築物の所在地

3 支払い請求額

円

4 振込先

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行	本店(所)
		農協 漁協	本店・支店
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
口座名義人			

平成 年 月 日

四日市市長

申請者

住 所  
氏 名  
電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金（金 円）の請求及び受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（申請者） 住 所  
氏 名 ⑩

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震改修事業者）所在地  
会社名  
代表者名 ⑩

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡しください。

なお、補助金の請求及び受領について委任する場合には、補助金額の確定後、補助金の請求までに耐震改修に要する費用から補助金額を差し引いた金額を耐震改修事業者に支払っておく必要があります。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金支払請求書」及び「耐震改修に要する費用から補助金額を差し引いた金額の領収書の写し」と併せて提出してください。

四日市市長

申請者

住 所  
氏 名  
電話番号

全体設計（変更）承認申請書

このことについて全体設計（変更）承認を受けたいので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象建築物

建築物の名称 :  
所在地 :  
用 途 :  
階 数 : 地上 階 ・ 地下 階 ・ 塔屋 階  
構 造 : 造  
延べ床面積 : m<sup>2</sup>  
建築着工年月日 : 昭和 年 月 日

2 全体設計表

	全体計画	年度別計画			
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
実際に要する耐震改修事業費	千円	千円	千円	千円	
耐震改修事業費の上限額	千円	千円	千円	千円	
補助申請額	千円	千円	千円	千円	

(注) 全体設計の変更申請の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

3 事業期間

年 月 ～ 年 月

4 全体設計承認を必要とする理由

- 交付決定を受ける年度内に事業が完了しないため。
- 事業期間が長期（1年以上）に渡るため。
- その他（ ）